いつも、あなたのそばに。
always by your side

Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2024年9月
Vol.29

特集 リーガルサポート 第7回研究大会 四国松山より
～令和の成年後見制度を探求する～

リニューアルしました！
より親しみやすくなりました

分科会1 監督機能から考える任意後見契約 ～安全性確保と制度普及のバランス ―ドイツを参考に～ …… P3
分科会2 香川における権利擁護支援ネットワーク構築に向けた動き …… P7
分科会3 専門職後見人と震災対応 ～どう備えるべきか・どう行動すべきか～ …… P11
分科会4 後見業務における地域的特質と課題の探求 ～(四国ブロック)アンケートから浮かび上がるInsights～ …… P15
報告 地域の権利擁護を支える市民後見人 ～地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援～ …… P19
●25周年記念シンポジウムのお知らせ …… P22
コラム 後見つれづれ草 …… P23
取材 日本成年後見法学会 第21回学術大会 ～成年後見法の改正に向けて2024～ …… P25

公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

Legal Support
特集

—Special feature—

リーガルサポート第7回研究大会 四国松山より

令和の成年後見制度を探求する

研究大会実施委員会担当常任理事 井村（いむら） 晋（すすむ）

略 歴

2008年 司法書士登録
2017年 (公社)成年後見センター・リーガルサポート常任理事

現在の公職等

堺市市民後見人受任調整企画委員
大阪家庭裁判所　堺支部　参与員

1 研究大会についての概要

リーガルサポートは、設立以来、良質な成年後見人等を社会に輩出すべく研修制度や指導監督制度等を充実させ、成年後見人等の推薦を行ってきました。また、研修制度については、一定の研修を履修した会員のみが後見人等候補者名簿に登載され、その候補者名簿を各地の家庭裁判所に提出し成年後見人等の推薦を行っています。

研究大会は、成年後見制度等に関する課題について、法人として問題意識と専門知識の共有を図るため開催しております。そして、研究結果を発表し、研修を受講する会員の質の向上に資するだけではなく、専門知識の深化を促すことにより、法人全体としての成長と発展に寄与し、ひいては社会全体の貢献に寄与することへと繋がります。

平成20(2008)年6月15日に、第1回の研究大会を近畿ブロック(大阪)にて開催しました。**テーマは、**
第1分科会「高齢者虐待防止・養護者支援法と成年後見」
第2分科会「成年後見制度の利用により顕在化した医療行為の同意について」
第3分科会「後見人の死後事務を一緒に考えよう」
でした。

その後、東北(宮城)、中国(広島)、北海道(札幌)、九州(福岡)、中部(愛知)の順に平成30(2018)年まで、8つあるブロック毎に、研究大会を隔年毎に開催していましたが、第7回にあたる令和2(2020)年の四国(香川)は、コロナ禍元年ということもあり、中止になりました。

中止を決定した後、改めて、リーガルサポートにおける研究大会の在り方を再度検討しました。そして、当法人が、今後も成年後見制度ひいては、権利擁護の推進をしていく法人として、何をしていくべきなのかを議論しました。

その結果、地域特性の有無を所属ブロック全会員を対象として、「後見実務に関するアンケートを実施、研究すること」を継続事業とすることとしました。そして、令和5(2023)年当法人内に、研究大会実施委員会を設置し、
テーマ1「後見実務に関するアンケートに基づく研究に関する分科会」
テーマ2「当法人利用促進法対応委員会にて研究している適宜の内容に関する分科会」

登壇者を囲んで

を研究大会開催の必須のテーマとして、研究大会が未実施のブロックから順番に、毎年開催することとしました。そして、リブートの第一回目が、四国ブロック研究大会です。

2 四国ブロック研究大会について

四国ブロックでは、四国4県各支部から2名合計8名の委員で構成された、四国ブロック研究大会実施委員会と、当法人利用促進法対応委員会任意後見検討小部会担当2名、各担当常任理事が参加し、人的交流を深めることも目的として、概ね月1回四国各支部を会場として輪番で集合(Web併用)して行いました。

テーマを再検討した結果、テーマ1にあたる、**分科会4**「後見業務における地域的特質と課題の探求 ～(四国ブロック)アンケートから浮かび上がるInsights～」、テーマ2にあたる、**分科会1**「監督機能から考える任意後見契約 ～安全性と制度普及との調和にむけて～」、**分科会2**「香川県に見る成年後見制度の利用促進について」(香川支部)、**分科会3**「専門職後見人と震災対応～どう備えるべきか・どう行動すべきか～」(高知支部)、以上、4分科会の研究大会となりました。

また、4つの分科会をLSシステム(リーガルサポート会員専用クラウドコンピューターシステム)で、リアルタイム配信(後日オンデマンド研修として受講)することが可能となったことから、以前のように、必ずしも、1分科会当たり150名程度参加可能なホテルのような会場である必要はなくなったため、四国の中で比較的アクセスが良く、使用料も廉価である愛媛県松山市総合コミュニティセンターでハイブリッド開催することになりました。

3 今後について

当法人は、令和7(2025)年以降も、研究大会を毎年4月にブロック単位で開催します。

ブロックも所属する支部数に差異があるため、特に多数の支部があり、人口も多い、関東ブロックのみ分割2ブロックとし、令和7年は、茨城、とちぎ、群馬、静岡、山梨、ながの、新潟の7支部で構成される関東Aブロック研究大会を開催し(テーマ1のアンケート内容は全ブロック共通のもので行いますが、テーマ2については、「補助保佐の活用について」(仮称)を発表する予定です)、令和8(2026)年は近畿ブロックに戻り、以降以前開催した順に毎年研究大会を開催する予定です。

4 さいごに

リーガルサポートが開催する研究大会は、その研究を通じて、法人全体で制度の課題や実務経験を共有し、改善策を模索し提言を行う場として、継続的に開催していきたいと思います。

また、研究大会に参加した会員一人ひとりが、制度の課題や実務経験を共有することにより、新たな気づきを得て能力や資質を向上させることで、制度を利用されるご本人の更なる権利擁護に繋がることを目指します。

Legal Support
分科会 1

—Session 1—

監督機能から考える任意後見契約

安全性確保と制度普及のバランス ― ドイツを参考に

明治学院大学副学長　法学部法律学科教授　黒田 美亜紀（くろだ みあき）

略 歴

2004年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程退学
2004年～2008年 国士館大学法学部法律学科
2008年 明治学院大学法学部（現在に至る）
2013年 明治学院大学法学部法律学科教授
2024年 明治学院大学副学長に就任

現在の公職等

東京都福祉サービス評価推進機構　認証・公表委員会　委員長
横浜市成年後見サポートネット（協議会）会長
東京都文京区権利擁護支援連携協議会実務者会議　委員長
一般社団法人日本成年後見法学会　理事
日本公証法学会　理事

1 ドイツ世話制度の概要

（1）創設と改正

ドイツ連邦共和国の成年後見制度としては、法定後見に相当する「**法的世話**」と、契約による後見である「**事前配慮代理権**」とがあります。

世話制度は、1992年に創設され、1999年、2005年、2009年、2019年と主に世話制度に関する国庫の出費を抑制するための改正が行われてきました。

また、2023年には、世話法導入以来の全面的な改正が行われています。

（2）利用状況

法的世話の利用件数は、約130万件です。

世話制度を利用できるのは、疾病または障害により、自己の事務の全部または一部を法的に処理できず、世話を必要としていて、世話制度の利用を拒絶していない人です。**身体障害の場合でも利用可能**です（ただし、本人の申立てによることが必要です）。

世話は、本人が必要としている場合に、必要な範囲でのみ認められます（**必要性の原則**）。7年ごとに取り消すか、更新するかを世話裁判所が判断します。

世話制度の利用により、**本人（被世話人）の行為能力は制限されない**のが原則です。例外的に、本人の身上またはその財産に差し迫った危険がある場合に、世話裁判所が同意権留保を命じると、世話人の職務範囲に属する意思表示を本人がするためには世話人の同意が必要となります。この点で、本人の行為能力がその部分で制限されるというわけです。

世話人は代理権を有しますが、「**代理に先立って支援すること**」が必須とされています。

世話人の選任には、ルールがあります。本人が世話の職務を引き受ける意思がある適切な人を提案した場合には、世話裁判所はその提案に拘束されます。それ以外では、自然人である個人が優先され、まず①名誉職世話人（無償で世話を引き受ける個人）、次に②職業世話人、③世話協会の職員で世話を引き受ける協会世話人、④世話官庁の職員で世話を引き受ける官庁世話人の順となります。そして、個人では世話を引き受けられないような場合には⑤民間の社団である世話協会、最終的に、個人や世話協会では引き受けられない場合には⑥世話官庁が世話を引き受けることとなります。

世話は無償で行われるのが原則です（親族も含めた名誉職世話人が全体の約半数）。有償で世話が行われる場合、その報酬は定額になっています。世話人の資格や知識・経験に応じて3種類ある報酬表のいずれかが適用され、世話の期間、本人の日常の居所、本人の財産状況の組み合わせにより、月額報酬が決まります。本人が無資力である場合には、世話人の報酬や費用は公費（州の司法予算）で負担することとなります。

（3）2023年改正の概要

2023年改正は、未成年後見制度との体系的整合性や障害者権利条約への配慮の必要から世話法を近代化すること、さらには連邦と州が協力して世話協会の活動資金を調達すること、世話官庁による世話裁判所サポートの役割を強化することを狙いとしています。これまでの改正により、複数の法律にまたがって存在していた世話関連法規の包括的な再編成も行われました。

2023年改正では、配偶者の健康配慮に関する相互代理権制度が導入されています。これは、夫婦の一方が意識喪失や疾患により、自分で自身の事務を処理できない場合に、特別な手続きを経ずに6ヶ月限定で他方に与えられる緊急の法定代理権で、その場面での世話を回避することができます。また、世話協会や世話官庁の役割が明確化されています。世話協会は、800を超える民間の団体で、公的資金による財政支援を受けており、その職員または協会自体が世話を引き受けるほか、名誉職世話人の募集や養成、助言や経験交流などの支援、さらには事前配慮代理権を作成したい人へのアドバイスなど、多様な役割を担います。世話官庁は、世話の必要性に関するソーシャルレポートを作成して世話回避の可能性を探る義務を負うとともに、職業世話人の登録や監督などの責任を担うほか、適切な世話の引き受け手がみつからない場合の最後の砦として位置づけられています。

2 ドイツ事前配慮代理権制度の概要

（1）仕組み

事前配慮代理権制度は、民法の委任契約に基づく任意代理制度をベースとしています。任意代理では、本来、任意代理人の行動をチェックし監督するのは本人です。本人（委任者）が、自らの意思に基づき、代理権の範囲を指定した上で、自己の事務処理に関する代理権を代理人（受任者）に与えます。そこでは、**原則として世話裁判所による監督は予定されていません**（ただし、重大な医療行為や自由剥奪措置などについては事前の許可が必要です）。

事前配慮代理権に関し、世話裁判所は、任意代理人が本人の希望に添わない行動をしそうな場合に、具体的根拠があれば、任意代理人の監督を職務範囲とする監督世話人を選任することができます。世話裁判所は、また、任意代理人が本人の希望に添わない行動をして本人の身体や財産を重大な危険にさらす急迫の危険がある場合には、代理権行使を禁止することもできます。

さらに、世話裁判所は、事前配慮代理権と世話が併用されている場面で、任意代理人が世話人の職務を妨げているときには、任意代理人による代理権の行使を禁止することもできます。

（2）利用状況

連邦は、当事者の契約による事前配慮代理権の利用を推奨して世話を回避することにより公費負担を軽減しようとしています。

事前配慮代理権には、連邦公証人会による代理権登録簿への登録の仕組みがあり（ただし、登録は義務

ではない）、**オンライン登録も可能**となっています。2023年末の事前配慮代理権の累計登録件数は610万3765件で、この年の新規登録件数は41万9438件でした。登録されているだけでも、これだけ多くの代理権が設定されていることから、事前配慮代理権が人々にとって身近なもの、かつ利用しやすいもの（多くの人に知られている、基本的に無方式で設定したいと思った場合のハードルが高くない、頼みたいことを頼める等）であるといってよいと思います。なお、事前配慮代理権は、その8割ほどが、将来自分が同意能力を失った場合に健康状態の検査、治療行為や医的侵襲に同意するか否かを表明した「患者による指示書」と関連づけられています。

事前配慮代理権は、法的世話と併用可能です。事前配慮代理権が設定され、機能している場合、世話はその部分では発動しません（**世話の補充性**）。

3 わが国の任意後見制度についてドイツとの比較から考える

（1）法務省による意識調査から

わが国の法務省が令和3（2021）年度・令和4（2022）年度に行った「任意後見制度の利用状況に関する意識調査」によると、任意後見契約が長期間発効していない場合をみると、委任者・受任者とも、**制度に対する基本的な理解が不足している**割合が高いことが分かります。制度に関する理解の不十分さを解消するための努力（周知の強化・運用改善）を続けつつ、制度が分かりにくいことへの対応（制度改正）が必要だと思います。

（2）任意後見制度の利用促進に向けて

令和4（2022）年に設置された「成年後見制度の在り方に関する研究会」では、成年後見制度の見直しが検討されました。そこでの議論について、本分科会において若干のコメントをしました。

また、令和6（2024）年には、法制審議会民法（成年後見等関係）部会が設置され、成年後見制度をより利用しやすいものとする観点から、法改正に向けた具体的な検討が行われています。任意後見制度についてはとくに、適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされないことが問題視され、その見直しも含めた検討がされていますが、部会では、どうしても法定後見制度の見直し議論が中心となり、任意後見についての議論はあまりなされていないように思われます。

4 パネルディスカッション

登壇者の熱い思いがひしひしと伝わってきました！

詳細はほかに譲りますが、わたしが考えていることと、とくに印象に残ったことを中心に記します。

その中で重要な視点としては、「任意後見制度」について、**わかりやすい制度への転換**が必要と考えます。

まず、任意後見は、裁判所による間接的な監督はありますが、委任者（本人）と受任者（任意後見人予定者）との間の**契約による後見**です（「後見契約」あるいは「契約による後見」への名称変更も考えるべきと思います）。ここでは、本人の意思がきわめて重要です。もっとも、本人は、契約を締結したことに伴うリスク・責任を引き受ける必要もあります。

任意後見人の監督については、本人の希望をベースに**バリエーションを設ける**のがよいと思います。現状の家庭裁判所が選任した任意後見監督人による監督は、フル装備で、負担が大きいように感じる場合があります。求められる事務処理も様々ですから、本人の希望、状況や資産の有無などで監督の度合いに差を設けてもよいのではないかと思っています。加えて、研修を受け、所属団体によって認定された専門職の方（知識や経験がある方）について監督を不要とすることも考えてよいのではないでしょうか。

次に、法定後見と任意後見の併存は認められてしかるべきと考えます。ここでは、任意後見契約を締結して任意後見人による支援を希望している本人の意向は尊重されるべきと思います。代理権の範囲の拡張・修正などの問題が生じますが、本人があえて禁止しない限りその可能性を認めるのが本人の意思を尊重することにつながると考えます。また、登記を前提に考えると、権限の重複などについての問題も回避できるのではないかと思います。

いずれにしても、任意後見については、契約による後見であることを基本に、監督については本人の希望も踏まえていくつかのバリエーションを認めてよいと思っています。その場合の監督機関としては、自筆証書遺言書保管制度等で実績のある**法務局**や、成年後見制度の利用促進について重要な役割を担っている**中核機関**（中核機関の法的な位置づけは依然として課題です）などが考えられそうです。

さらに、任意後見では、受任者、とくに本人の判断能力が減退し、契約が発効した後の任意後見人を支援していくことが大切だと思います。この部分では、専門職の方以外の方への支援がむしろ不可欠かもしれません。

5 まとめ ―全体を通して

任意後見制度の捉え方としては、自己決定を尊重する制度であることを前提に、安全（セーフガード）・監督とのバランスをとっていくことが重要です。

最後に、いろいろな制度は利用した人の口コミで良さが伝わり、利用が増えるのだと思いますが、成年後見制度の場合には、それを期待することは困難です。そのことも自覚した上で、本人の周囲にいる人に、成年後見制度があって良かったと思ってもらえるような制度を構築していくことが大切だと改めて思いました。

わたしにとって、本分科会への参加は有意義で大変貴重な機会となりました。皆さまに感謝いたします。

受講しました

任意後見制度の理念について、とても大好き、リスペクトしている！という委員らが企画したことが随所に滲み出る分科会でした。日本では、普及しているとは言い難い任意後見制度ですが、これを普及させようといったことに真摯に取り組む人たちです。まず、黒田氏からは利用件数も日本と比して必要な人に広がっているドイツの任意後見制度（正確には任意後見制度という単一のものは無いそうですが）の成り立ち、仕組み・現況を学びました。1992年の制度導入後2023年までに計５回も法改正されていることが驚きです。他にも2023年改正で配偶者の相互代理制度を導入するなどドイツの後見制度の未来に興味が湧きます。分科会はその後、実務経験豊富な委員による報告、パネルディスカッションへと続きました。その中で、普及のためには、ドイツのように国が積極的に誘導する必要がある、監督制度が重い、裏山に登るのに富士山に登るような重装備、もう少し軽装備の任意後見制度の検討が必要等々、意見が出されています。これら現場、実務家の声を未来の任意後見制度にどのように反映させていくのか、という期待を残し分科会は終了しました。次の研究大会が待ち遠しく感じました。

（う）

Legal Support
分科会 2

—Session 2—

香川における権利擁護支援ネットワーク構築に向けた動き

社会福祉法人香川県社会福祉協議会
地域福祉部 部長
十河 真子（そごう まさこ）

略 歴

2003年4月 香川県社会福祉協議会へ入職

現在の公職等

社会福祉士

1 はじめに

香川県における権利擁護支援の取組は、①専門職とのネットワークの構築、②行政との連携、③社会福祉協議会（以下「社協」という。）間の連携、の3つを中心に進めてきました。

このことは香川県だけが行っている取組ではありませんが、10年以上継続してきたこと、3つの取組を県全体と地域ごとに進めてきたことは、成年後見制度利用促進の取組にもつながる重要な要素ではないかと考えています。

また、**香川県は全国で一番面積が狭く、他の都道府県に比べ県内での移動が比較的短時間で可能**です。このことは、コロナ禍前、オンラインの活用が今ほど進んでいなかった時期においては、県全体の協議の場の作りやすさ、法律専門職が不在の地域に対する専門職による広域でのサポート体制の構築のしやすさにつながった可能性が高いと考えています。

以下で、「かがわ後見ネットワーク（以下「後見ネットワーク」という。）」というネットワークを基盤に進めてきた香川県の取組をご報告させていただきます。

2 これまでの主な取組み

香川県では、平成23（2011）年度から後見ネットワークの活動を開始し、事務局を香川県社会福祉協議会（以下「香川県社協」という。）が担っています。香川県社協をプラットフォームとし、権利擁護支援のために専門職、行政、社協とが連携協働するための仕組みだと考えています。

このネットワークがどのように作られ、どのような活動を行っているかをご説明します。（8ページ 図1）

（1）専門職とのネットワークの構築

香川県においては、平成13（2001）年からリーガルサポートかがわ、香川県社会福祉士会、香川県精神保健福祉士協会、香川県社会福祉協議会で「成年後見制度・日常生活自立支援事業意見交換会（通称：あんしんネット）」を開始しました。あんしんネット勉強会（年3回程度）・あんしん相談会（年2回程度）は、現在も継続しており、**相談会や勉強会、事例検討を重ねながら、顔の見える関係づくり**を行ってきました。

このつながりがあったことで、日常生活自立支援事業に取組んでいた社協の法人後見の取組も比較的早い段階から進められたと考えています。それは、社協が日常生活自立支援事業、成年後見制度に取組む中で、法的な対応に不安があった際に、専門職に相談することができたからです。

その後、後見ネットワークの活動が始まり、リーガルサポートの会員の皆さんに加えて、弁護士の方々にも協力をいただくことになりました。（図2）

専門職とのネットワーク構築で大切だと感じていることは、**県全体の仕組みとしてだけではなく、市町で実際に活用してもらえる仕組みにしてきたこと**です。これは専門職団体側からの発案で実施できたものです。行政や社協、福祉関係者からすると、法律専門職は敷居が高いと感じるのではないか、何かあったときに気軽

図 1 香川県内における権利擁護支援ネットワーク体制（令和6年4月末時点）

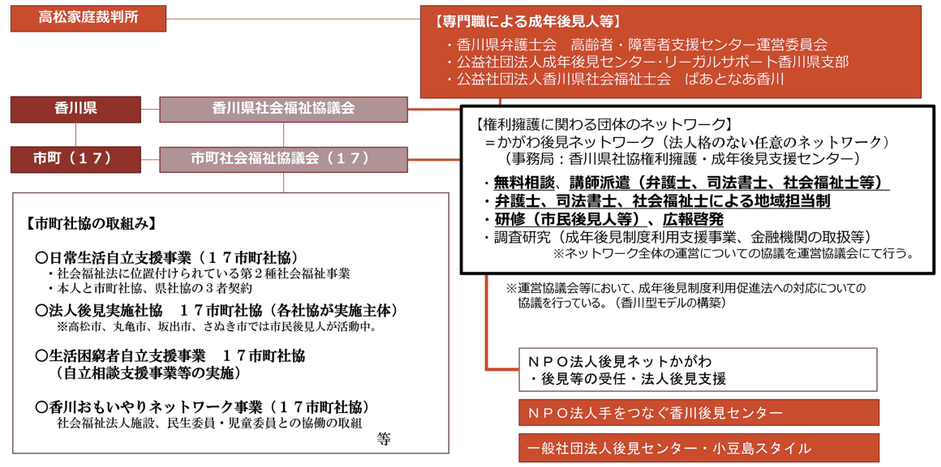

図 2 かがわ後見ネットワーク活動開始までの経緯

時 期	内 容
平成11年10月	福祉サービス利用援助事業開始（県内6か所の社協を基幹とし、事業実施）
平成12年4月～	成年後見制度開始 （香川県弁護士会、香川県司法書士会、香川県社会福祉士会、香川県社会福祉協議会、各団体において後見活動や人材育成、関係機関との連携に取り組む。）
平成13年7月	あんしんネット活動開始 （香川県司法書士会、香川県社会福祉士会、香川県精神保健福祉士協会、香川県社会福祉協議会で成年後見制度・日常生活自立支援事業意見交換会としてスタート）※あんしん相談会、勉強会の実施を継続している。
平成16年4月	県内の社協において法人後見開始（直島町）
平成19年	香川県障害福祉課が成年後見人人材育成事業を実施 ①成年後見制度の理解促進（平成19・20・21年度実施） ②成年後見人となれる人材の育成（平成19・20・21年度実施） ③研修参加者の社会貢献活動への参加促進に係る仕組みづくり　（ワーキンググループへ） ④関係機関のネットワーク化（ワーキンググループへ）
平成20年4月	福祉サービス利用援助事業　全市町での実施
平成21年12月～ 平成22年度末	香川県障害福祉課「成年後見人人材活用ワーキンググループ」 目的：研修受講者が成年後見人として活動できる仕組みづくりを進めること
平成22年1月29日	「第8回高齢者・障害者権利擁護の集い」 弁護士会主催、行政、香川県社会福祉士会、香川県社会福祉協議会が後援
平成22年度	社協における成年後見制度の利用支援についてのあり方検討会実施（県社協）
平成23年4月	県社協内に「権利擁護・成年後見支援センター」を設置・目的：日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する相談を一体的に受けられるよう、また、権利擁護に関わる機関・団体とのネットワーク構築のため。 **・「かがわ後見ネットワーク」の活動をスタート**
平成24年 11月26日	特定非営利活動法人後見ネットかがわ設立総会
平成25年 3月5日～	特定非営利活動法人後見ネットかがわ設立（登記完了）※県社協内に事務局を置く。 「かがわ後見ネットワーク」と協働して、地域における権利擁護の推進に取り組んでいる。

に相談できるようにするためには、地域ごとに専門職が張り付き（専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）による地域担当制）、顔の見える関係を作っていく必要があるのではないかというご意見をいただき、現在の「専門職による地域担当制」の仕組みができました。

当初は、市町の権利擁護の取組状況の共有や行政や社協が課題と感じていること、専門職が地域で後見活動を行う上で課題と感じていることなどを意見交換する場として機能していました。その後、この協議の場が成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）への対応に向けた各市町の取組を協議する場につながりました。

成年後見制度利用促進法への対応を協議する中で、本県においては、各市町での中核機関を「基礎中核」とし、「基礎中核」をサポートする県全体の機能をかがわ後見ネットワークが「支える中核」として担っていくこととしました。（図3）

現在、「専門職による地域担当制」は、協議の場としてだけではなく、**各市町や市町社協が実施する権利擁護に関する相談会への協力、支援方針の検討の場への参加など、様々な場面で活用**されています。

図 3

県・各市町の中核機関の機能のイメージ（香川県）　※令和2年度時点のもの

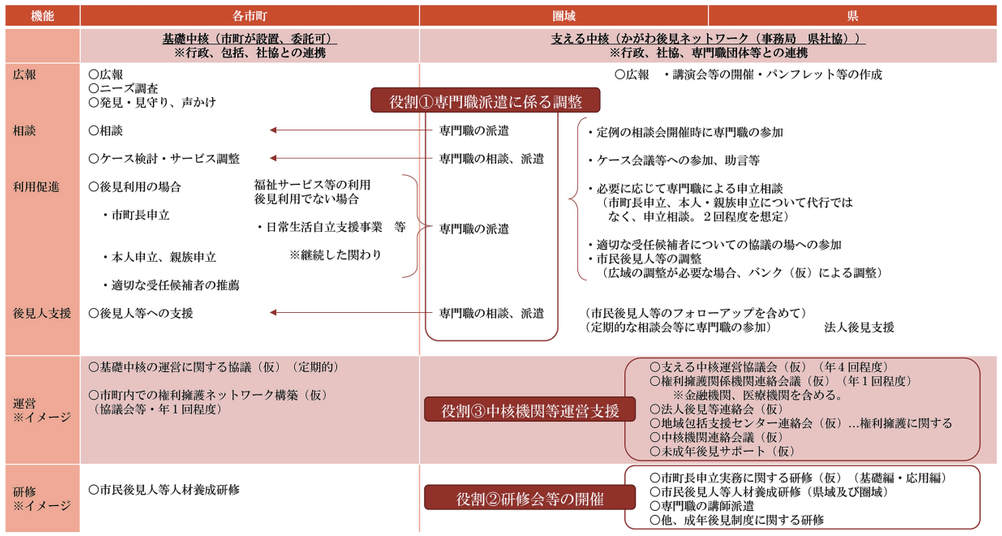

(2) 行政との連携

(1)で説明した「専門職による地域担当制」導入時、顔の見える関係づくりを目的として、圏域ごとに会議を開催し、市町の行政や社協の皆さんに参加していただきました。また、県の担当部署の職員の方にも、可能な限り各市町での協議の場に参加していただきました。各市町がどのような課題を抱えているのか、県全体で取組むべき課題はあるか、などを一緒に考えていただくことができたと考えています。個別の支援に関して、県や県社協が直接関わることは少ないですが、市町や市町社協が活動しやすい環境の整備については、県や県社協でもできることがある、また、**単独の市町では難しい取組を複数の市町で取組むことを提案したり、そのための協議の場を作ったりすることは、県や県社協の役割そのもの**だと考えています。

また、県の担当部署が市町との協議に向けた資料（権利擁護ニーズの推計値等）を作成したり、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大に向けた検討を依頼する文書を市町へ発出するなど、市町の取組が円滑に進むような働きかけを行ったことは、成年後見制度利用促進の取組が進む大きな要因だと思っています。

それぞれの市町の状況やこれまでの取組を踏まえて、市町で必要な取組は何で、それに向けて県や県社協、専門職団体がどのように関わっていくことができるかを継続して協議をしていくことが何よりも大切だと感じています。さらに、**協議するだけではなく、協議したことを実行していく力も求められている**と考えています。

(3) 県内社協間の連携

県社協と市町社協とは、日常生活自立支援事業をはじめ、様々な事業や取組を共に進めてきた経緯があります。今回の成年後見制度利用促進法への対応においても、成年後見制度の利用者を増やすことが目的ではなく各市町での権利擁護支援の体制を作っていくことが大切だということを、まず、市町社協と県社協で確認して進めてきました。

全市町社協が日常生活自立支援事業の基幹社協として事業に取組み、また、法人後見を実施していることで、市町社協の職員がお互いに情報交換する機会も多く、市民後見人の養成や活動支援に合同で取組もうとする動きも出てきています。

3 課題と今後の取組み

進む高齢化と人口減少、単身世帯の増加や家族がいない、いても関わりが少ない人が多くなるなど、地域社会や家族機能が変化しています。地域差はあるものの全国各地で同じような状況にあるのではないでしょうか。

今後、本県でも成年後見制度以外の権利擁護支援や成年後見制度等の充実として、権利擁護意識の醸成、意思決定支援、死後事務に関することへの取組を強化するとともに、市民後見人への活動支援として、広域での活動が可能となるような環境整備に向けた協議を進めていきたいと考えています。

権利擁護支援を基盤とした地域づくりに向けて、今後も関係機関・団体と連携協働の実践を進めていきたいと思います。

受講しました

香川県に見る成年後見制度の利用促進について

後見人としての職務に専念していると、自分の地域の後見制度すら大局的に見ることが出来なくなります。そんな状況だったので、初めは失礼ながら、「なぜ香川県なの?」と思いましたが、お話を伺う内に深く納得することが出来ました。**専門職による地域担当制**から始まり、**顔が見える関係作り**を目指していったことで、現在の体制はマクロレベル（圏域・県）でも、ミクロレベル（市町村）でも、ネットワークが密に、上手に張り巡らされていると感心しました。もちろん、今後の課題も掲げられていましたが、今までの力強い取組から、確かな手応えと共に、明るい未来も見えるような気がしたことは紛れもない事実です。

そのことは後半のパネルディスカッションでも感じることが出来ました。利用促進に向けて様々な提言がなされ、それをアレンジすれば**各々の地域に生かす**ことが出来ますし、各パネリストの熱量は相当なもので、この熱量は全国津々浦々へ伝染していくように思えたからです。

また、パネルディスカッションの中では、香川県と他の四国3県の比較もしていましたが、これは比較することで、より良い新しいアイディアを生み出す状態へ高めていくもので、今後のさらなる発展を期待することが出来ました。（ひ）

Legal Support
分科会 3

—Session 3—

専門職後見人と震災対応

どう備えるべきか・どう行動すべきか

(公社)成年後見センター・リーガルサポート高知支部　児島 岳宏（こじま たけひろ）

略 歴

2016年 司法書士登録
2019年～2022年 (公社)成年後見センター・リーガルサポート高知支部幹事
2023年～ (公社)成年後見センター・リーガルサポート高知支部副支部長

現在の公職等

(公社)成年後見センター・リーガルサポート高知支部副支部長
(公社)成年後見センター・リーガルサポート実践成年後見企画委員会委員
高知県青年司法書士協議会会長

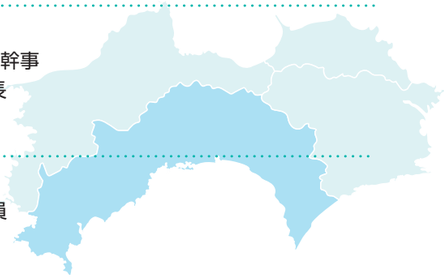

本分科会は「専門職後見人と震災対応～どう備えるべきか・どう行動すべきか～」をテーマに、震災後にどのような現実に直面するのか、専門職後見人として何ができるのか、また、どのように備えておくべきかについて研究報告がなされました。本分科会は第１部基調講演と第２部パネルディスカッションで構成され、主担当はリーガルサポート(以下「LS」といいます。)高知支部です。

高知支部がこの研究テーマを選んだ理由ですが、それは高知県民にとって、震災は避けては通れない問題だからです。四国に大きな被害を及ぼすとされる南海トラフ地震は、今後30年以内に70～80％の確率で発生するといわれ、その切迫度は年々高まっています。最大クラスの地震が発生すると、高知県では多くの地点で震度７が予想されており、30メートルを超える津波が想定されている市町村もあります。

しかし、地震災害は、何も四国に限る問題ではありません。例えば、首都直下地震も今後30年間に70％の確率で起きると言われています。日本は、これまでも、阪神大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など、繰り返し地震による大きな被害を受けてきました。地震災害は、全国どこでも起こりえるものといえるでしょう。

そこで、高知支部では、巨大地震の発生が近づいていることを忘れず、備えを進めることが重要と考え、本テーマの研究に取り組みました。

第１部　基調講演

福島県司法書士会(以下「司法書士会」といいます。)・LSふくしま支部の髙橋文郎司法書士(以下「髙橋氏」といいます。)により「東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から13年を振り返る～その時司法書士は、司法書士会はどうしたのか？～」をテーマに行われました。

まず、地震発生後には、至る所で通行止めとなり車移動に多大な時間を要したこと、食料や飲料・ガソリンなどが入手困難となったこと、携帯電話が繋がらなかったことなどの切迫した状況が続いたことが紹介されました。そのうえで、**震災時の連絡手段の確保、平時から日用品の備蓄やガソリン満タンを心掛けておくべきとのアドバイスがありました。なお、当時最も役立った情報ツールは、地元ラジオ局の被災・安否確認情報だったそうです。**

次に、当時髙橋氏は司法書士会会長を務めていたことから、地震発生翌日に司法書士会に災害対策実施本部を設置して、会員279名の安否確認に取り掛かったそうですが、全員の安否確認を終えるまで1か月もの期間を要したそうです。

また、福島では地震・津波・原発事故により、生活基盤を根こそぎ奪われた住民も多くいたが、早い段階から避難所に出向いて相談活動をした司法書士もいて、助けを求める人に手を差し伸べるという「司法書士魂」が見られたとのことでした。

相談活動については、当初は自治体からの依頼が多かったこと、全国の司法書士が応援に駆け付けたこと、日本司法書士会連合会による復興支援事務所が設置されたこと、広域避難者を支援している「ふくしま連携復興支援センター」と協力して全国の活動拠点で相談活動を行っていること、最近は避難者の高齢化に伴う問題、経済的困窮に関する問題、原発損害賠償の問題に関する相談が多いことなどが紹介されました。

後見業務において印象に残っていることとして、独居の精神疾患を抱えている方の保佐人を務めていたところ、震災によるパニックでご本人が行方不明になり帰らぬ姿で発見されたという事案を紹介し、今も保佐人として何かできることはなかったかと自問されているとのことでした。

最後に、**専門職後見人の震災への備えとして、他の専門職や機関とのネットワーク構築、親族や地域住民との信頼関係構築、LS作成の災害対策マニュアルやハザードマップ、入所施設等の避難体制を確認しておくことや被災者支援活動を経験しておくことが有意義である**とアドバイスされました。

第２部　パネルディスカッション

髙橋氏、公益社団法人認知症の人と家族の会岩手支部会員の小野寺彦宏氏、高知県社会福祉協議会地域支援グループ長、高知県ボランティア・NPOセンター所長の間章氏をパネリストに迎え、南海トラフ地震の被害が想定される高知市内で一人暮らしをしている認知症の方の後見人として司法書士が選任されているとの想定事案を設定し、その震災対応についてのパネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションは、①「地震発生前」②「地震発生から１週間程度」③「地震発生から1週間経過以降」④「まとめ」の４パートで構成され、コーディネーターはLS山口浩志常任理事が務めました。

①「地震発生前」

地震発生前の当時の認識や対策状況、高知県社協における事前取組みについて

髙橋氏からは、大地震発生の想定は全くなかったこと、地域としても防災訓練などはしていたものの備えは足りなかったと思われること、司法書士会やLS支部の備えも不十分であったとの発言がありました。

小野寺氏からは、大地震の想定はしていなかったが、在住の陸前高田市はチリ地震による津波被害の経験があるため、地域住民の津波への意識は高く、町内会では災害時に認知症の人などの避難支援を担当する班があったことなどが紹介されました。

間氏からは、社協の果たすべき役割や初期行動計画などの策定に取組んでいること、行政との連携に関しては地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築が重要となることなどが紹介されました。

②「地震発生から1週間程度」
地震発生直後の被害状況・取組みなどについて

髙橋氏からは、元の生活に戻るのに3か月程度を要したこと、食料・ガソリンの確保に苦労したこと、司法書士業務では依頼者（後見業務でのご本人も含む）との連絡が困難となったことなどが報告されました。

小野寺氏からは、自宅が津波で流されたこと、町内会100世帯は壊滅状態であったこと、トイレットペーパーなどが入手困難になるなどパニック状態が続いたことなどが報告されました。認知症の方については、一般避難所では一般避難者の理解もあり、直ちに病状の変化は見られなかったことを紹介し、これには**「お互い様」の意識が根付いている東北地方の地域性**も関係していると思われるとのことでした。また、デイサービスに行っていた本人の多くは避難して助かったのに対し、家で帰りを待っていた家族が津波で大勢亡くなったという痛ましい被害が報告されました。

間氏からは、災害発生後の被災者支援活動についての説明がなされ、一般避難所で要配慮者を支援するため「災害派遣福祉チーム（DWAT）」が県の指示により被災地に派遣されることとなっており、高知県では本事業を高知県社協が受託していることなどが紹介されました。

③「地震発生から1週間経過以降」
この期間の対応・取組みなどについて

髙橋氏からは、後見業務に関して、ご本人の避難場所等について家族から司法書士会への問い合わせが多くあったこと、原発立地地域で亡くなったご本人の葬儀等に苦慮したこと、**地元の社協と協力して一般の方との交流会を設けたことは有意義だった**ことが紹介されました。

小野寺氏からは、福祉避難所となるべき福祉施設が一般避難者で満員となったこと、福祉避難所が設置されたものの運営にあたる地元の人材が不足し、他県から運営チームが派遣されたことなどが紹介されました。

間氏からは、災害ボランティアセンターや生活福祉資金貸付、福祉避難所の開設、被災者見守り・相談支援事業などの取組みが紹介され、**福祉サービスの利用再開や行政手続、本人の困り事の把握などにおいては専門職後見人との連携が欠かせない**と指摘されました。

④「まとめ」
専門職後見人として「どう備えるべきか・どう行動すべきか」について

髙橋氏からは、後見人である司法書士自身の心と体の健康を維持すること、ご本人が在宅の場合にはお薬手帳を持ち出せるようにしておくこと、**地域住民と「お互い様」の関係を築いておくこと、チームとして後見業務を行っていくことが大切になる**とのアドバイスがなされました。

小野寺氏は、認知症の方に避難の話をしても伝わりにくいのでサポートする側が準備しておくこと、**地域で認知症への理解を深めておき災害時に認知症の方の側にいる人がサポートするような社会の実現が望ましいこと、認知症を理解し普段から寄り添う姿勢が大切**になると指摘されました。また、**「地震が起きたら津波が来るので、肉親にもかまわず、各自、てんでばらばらに逃げろ」という三陸地方に伝わる言い習わし「津波てんでんこ」を紹介し、自分の命を守ることの大切さ**をアドバイスされました。

最後に、間氏から、**行政・社協・民生委員など本人支援する機関と関係を構築しておくことが災害時の本人支援にも繋がるため、専門職後見人には日頃から良好な関係を構築しておくことが期待される**との意見が出され、パネルディスカッションは終了しました。

ディスカッションの合間には、ＬＳ高知支部が高知家庭裁判所等に行った震災対応に関するアンケート結果も報告されました。今年は能登半島地震などが発生したこともあり、受講生は熱心に耳を傾けていました。

我々司法書士が震災対応を考えるとき、自身の生存を前提としがちですが、パネリストの話を聞いて自身の命を守ることの大切さを改めて痛感しました。受講生にとって、本分科会は震災への意識を高める契機となり、後見業務を含む司法書士業務の一助になったことと思います。

受講しました

震災にあった方からの貴重な体験談は大変参考になりました。震災の危険性は、誰もが身近に感じながら、どこか他人事のところがあり震災に対する備えを怠っているところがあるのではないでしょうか。私もその一人です。

震災にあった時の一番の問題点は、食料及び飲料の確保であり、情報ツールはラジオだったと再認識しました。また、震災に向けて、大切なのは、普段からのご近所様との関係性を構築していくことだと改めて実感しました。

パネルディスカッションでは、①地震発生前②地震発生から1週間程度③地震発生から1週間経過以降のパートで構成されていましたが、欲を言えば、**震災の1年前と1か月前に戻れるとしたら、どのような備えをしたか聞いてみたい**と思いました。

本分科会を受講して、災害時の備えとしては、震災が来ることを前提として、食料や飲料の備蓄を行うこと及び専門職後見人として日ごろから行政・地域包括センター・社会福祉協議会・介護職員などとの連携の強化を心掛けていくことが必要となることを教えてもらいました。そういえば、**介護職では業務継続計画（BCP）が義務化されていますが、専門職後見人にも導入が必須でないか**と思います。

（こ、さ）

Legal Support
分科会
4

—Session 4—

後見業務における地域的特質と課題の探求

（四国ブロック）アンケートから浮かび上がるInsights

（公社）成年後見センター・リーガルサポート四国ブロック研究大会実施委員会委員長　山﨑（やまさき） 元昭（もとあき）

略歴

2008年 司法書士登録
2015年～2018年 （公社）成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部支部長
2017年～2022年 （公社）成年後見センター・リーガルサポート本部研修委員会委員長

（1）当分科会の趣旨

リーガルサポートでは、全国50支部において、会員がそれぞれの地域で、行政機関や医療・福祉等の関係機関と連携をしながら、地域の実情に即した後見業務を行っています。

ところで、この「それぞれの地域の実情」とはどのようなことを指しているのでしょうか。何となく「その地方や地域に特有の事情」くらいには認識していても、では具体的にどのようなことを指しているのか明確に答えることができる会員は多くないでしょう。また、会員自身が所属する地元支部の地域のことは分かっていても、他支部の地域のことを分かっている会員が多くないこともまた然りです。

当法人は、これまで「後見業務における地域の実情」について、全支部から情報を統一的に収集し、データ化する作業を行っていませんでした。そこで、**全支部の会員から後見業務についてのアンケート（以下、「アンケート」といいます。）を実施**し、後見業務における地域の特性や差異などの情報を集め、各地域の後見業務を数値化したデータで把握することを予定しています。これは「後見の専門職」として質の高い後見業務を維持するため、**今後の研修に活かしたり、あるいは国に提言したりする際の土台となる情報として活用を予定**しています。今後、全国8ブロック（ただし、関東はA・Bの2グループにて実施）で毎年順番に研究大会を実施いたしますが、収集される情報の正確さを期すため、どのブロックの研究大会でも全く同じ内容のアンケートを実施する予定です。その第1弾が四国ブロック研究大会（以下、「本研究大会」といいます。）です。

（2）後見アンケートの実施

前記（1）で述べた趣旨に基づき、本研究大会実施委員会（以下、「当委員会」といいます。）では、四国の４支部（香川県支部・徳島支部・高知支部・えひめ支部）の会員を対象にアンケートを実施しました。集計方法は、会員がGoogleフォームに入力することによる自動集計です。アンケート項目については、本研究大会のみならず今後の研究大会でも使用することになりますので、当委員会で内容の検討を重ねた結果、大きく分けると次の項目に決定しました。

- 事務所所在地の地域
- 会員年齢
- 後見業務歴
- 受任件数
- 後見・保佐・補助の事件受任の有無と件数
- 監督事件の有無と件数
- 任意後見・任意代理・見守り契約の有無と件数
- 受任経路
- 面会頻度（後見・保佐・補助・監督事件）
- 面会時間（後見・保佐・補助・監督事件）
- 面会移動時間（後見・保佐・補助・監督事件）
- 就任時の本人の年齢
- 本人の居所
- 申立障害事由
- 本人の財産額
- 報酬

まずは、会員ができるだけ回答しやすいよう、自らの後見業務を振り返ることができる**研修会を兼ねてアンケート説明会を複数回開催するなど、各支部で工夫を凝らして実施**しました。しかし、アンケート回収を締め切った後には、当委員会においてアンケート結果の分析期間がある程度必要でしたので、会員がアンケートに入力する期間は実質的に約2か月とかなり短期間となってしまいました。しかし、4支部の**アンケート平均回答率は、およそ70％とかなり高い**ものとなりました。

（3）アンケート結果の分析

アンケート結果を表にし、４支部の結果を横に並べて眺めてみると、４支部ともに同じような傾向を示す項目も多くありましたが、２支部だけが同じような傾向を示すものもあれば、１支部だけが他の３支部と異なる傾向を示している項目もありました。各支部間の差異または共通するものなどが数字を通して浮かび上がっていることに気付きました。さらにこの浮かび上がったものを掘り下げていくと、そこに潜んでいた後見業務における課題が見えてきたのです。

こうして、当委員会は、分科会4のタイトルを「後見業務における地域的特質と課題の探求～（四国ブロック）アンケートから浮かび上がるInsights～」と名付けるに及びました。

（4）浮かび上がった6つの課題

研究大会当日は、前半パートとしてアンケート結果の報告を行い、後半パートとしてアンケート結果から浮かび上がった課題についてパネルディスカッションを行いました。ここからは、6つの課題についてパネルディスカッションを行った内容を報告します。

❶「保佐・補助の受任の有無」から浮かび上がった課題

保佐を受任していない会員は15～28％、補助を受任していない会員に至っては半数近くを占めていることが分かりました。保佐・補助の受任件数の少なさから、専門職が保佐・補助の受任をすることを求められていると考えられます。そこで、専門職の受任をどう広げるかについて、地域包括支援センター・社会福祉協議会等との連携の必要性があること、困難事例について専門職後見人が法的課題を解消した後は社会福祉協議会の法人後見へ移行の検討をすること、成年後見制度利用支援事業の拡充が必要であること等の認識を共有しました。

❷「面会移動時間」から浮かび上がった課題

本人への面会にかかる移動時間が60分以上要する事件を、4支部全てが抱えていることが分かりました。四国は、電車・バス等の公共交通機関の利便性が都市部より劣り、ほとんどの会員が面会に自家用車を使用しており、特に四国のような地方では、面会移動手段として自家用車での移動が必須です。当法人には、資産や収入の少ない本人のために、一定の要件を満たせば後見人等が訪問・面談の際の交通費実費相当額を当法人が助成する制度があります。ただし、この制度により支給される額では、高速道路を利用すると支出額が支給額を上回ってしまうため、より地域の実情を考慮した内容にする必要があるとの意見が出ました。

❸「本人との面会頻度」から浮かび上がった課題

週1回以上・月2～3回の面会頻度もあれば、半年に1回、1年に1回という面会頻度もありました。週1回以上・月2～3回の面会頻度の後見等事件については、本人が在宅である可能性も高く、困難案件であることが予想されます。そこで、受任している会員をどう支援すれば良いかという点で、支援の方策などを各支部が挙げて共有しました。また半年に1回、1年に1回という長いスパンの面会頻度については、感染症による面会制限などの原因が多いと考えられますが、**面会は身上保護に直結するものなので、面会の重要性については会員にあらためて認識してほしい**ということを共有しました。

❹「受任経路」「本人の居所」から浮かび上がった課題

本人の状況に応じた適切な居所選定について検討しました。また、障害者施設に入所中の本人が65歳になった場合、介護保険への切り替えによる入所施設変更の問題が喫緊の課題であることを共有しました。

❺「会員年齢」「受任件数」から浮かび上がった課題

会員の高齢による病気・死亡等による受任事件の突然の引継ぎは起こり得ることです。70代以上の会員だけでなく、どの世代にも起こり得ることと考えるべきです。しかし、突然の引継ぎが起こった際、当該会員が所属する当法人支部は、**迅速に後任の後見人等候補者の選定を迫られますが、選定に難航することが多いのが現状**です。また、受任件数が20件以上の多数事件を抱える会員が各支部に存在していることが分かり、仮に多数事件を抱える会員が病気・死亡等で後見業務ができなくなった場合にも引継ぎは難航することが予想されます。ここでは４支部が現状を報告し、事前の予防策と事後の対応策について案を出しあって検討しました。この問題は全支部に共通することですので、各支部で引き続き検討する必要があるとの結論に至りました。

❻「本人の財産」「報酬」から浮かび上がった課題

本人財産額が50万円未満という少額財産の事件数の多さに比べて、**成年後見制度利用支援事業の利用件数が少ない**ことが分かりました。成年後見制度利用支援事業について、香川県では首長申立ての要件が全ての自治体で撤廃されていますが、他の3県では全廃までは至っていません。成年後見制度利用支援事業のさらなる拡充が必要であるという結論に至りました。

（5）最後に

前述したとおり、今後毎年開催される研究大会において、ブロックごとに当法人の支部でアンケートが実施される予定です。

このような趣旨のアンケートを実施して分析し、その結果を法人全体で共有し、蓄積されたデータを活用するところまで可能とするのは、全国組織であり日本最大の専門職後見人の団体である当法人ならではと考えます。

次回以降のアンケート分科会も実り多きものとなることを心から願っております。

受講しました

四国各県の各地区の特性や課題を共有できました。特に次の点について、

❷「面会移動時間」から浮かび上がった課題

移動時間の課題は都市部でもあります。例えば、東京の公共交通機関は発達していますが、人口に比べて施設が少なく、遠方の地域まで移動することになり、電車で片道1、2時間はざらです。また、駅から施設や家まで徒歩で20分程が通常で、この課題は全国的に共通なのかもしれません。

❹「受任経路」「本人の居所」から浮かび上がった課題

経験がまだなかったので、障害者施設では、高齢になったら高齢者施設に移らなければならないことがあるという知識を得られたのは収穫でした。司法書士は、**福祉制度の仕組みを知るために福祉職とさらなる連携が必要だ**と感じました。

❺「会員年齢」「受任件数」から浮かび上がった課題

引継ぎ問題ですが、多数事件を抱える会員が多い一方、新人の会員もいます。すでに管理されたものを引き継ぐことは、業務を始めたばかりでも司法書士にとっては難しいものではありません。新規開業者のリーガルサポート会員が増えることで引継ぎに対応できる可能性を感じました。

後見の専門職であるリーガル会員は全国にいます。都市部や地方で、地域に合った業務を行っていることは当然に理解していましたが、自分の地域とどう違っているかが少し見えてきました。（ま、る）

報告

東京発
ハイブリッド開催

リーガルサポート令和5年度権利擁護支援シンポジウム

地域の権利擁護を支える 市民後見人

～地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援～

プログラム 基調講演

01 市民後見人が拓く参加し、共生する社会
講師 永田 祐 氏（同志社大学社会学部教授）

02 権利擁護支援の担い手の確保・育成について
講師 火宮 麻衣子 氏（厚生労働省 社会・擁護局 地域福祉課 成年後見制度利用推進室長）

03 市民後見人に関する家庭裁判所の取組について
講師 向井 宣人 氏（最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課長）

※基調講演3は事前収録した動画を配信。

プログラム パネルディスカッション

地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援

パネリスト
松原 秀和 氏（社会福祉法人坂出市社会福祉協議会 地域福祉推進課福祉推進係係長、坂出市成年後見センター 専門員）
岡本 由美子 氏（八尾市 健康福祉部 次長 兼 地域共生推進課長）
新田 雄大 氏（社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 釧路市権利擁護成年後見センター 副センター長）

アドバイザー
永田 祐 氏

コーディネーター
隈本 武 氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事）

令和６年３月８日（金）東京八重洲にて標記シンポジウムが開催されました。

基調講演 1

社会福祉士でもある永田氏が地域福祉の観点で講演されました。

1 市民後見人の活躍の重要性

同じ地域に暮らす本人に寄り添う市民後見人は専門職後見人とは異なるもので、専門職が足りないから市民後見人が必要になる訳ではない。そもそも法的な課題がなかったり遺産分割などの課題が解決したりしたケースでは、寄り添い型支援を得意とする市民後見人の力が必要な事案が多くある。

2 市民後見人の可能性

専門職は本人の生活の一部の課題を解決し、対して、市民後見人は本人に個人として関わることで、本人の潜在的な意思や希望を引き出し、豊かな生活の実現を目指すことができる。

その人らしく暮らし、地域社会に参加しながら自己実現する「権利擁護」の視点を持った市民後見人が増えれば皆が暮らしやすい地域社会に繋がる。

そして、本人と雑談しながらテレビを一緒に見たり、毎回時間を変えて頻回に訪問したりするという事例が紹介され、最後に、「**市民後見人の活動は共生社会につながる地域福祉の推進そのものである**。」と締めくくられました。

基調講演 2

火宮氏から、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、市民後見人や法人後見等の多様な担い手の確保・育成の推進のための仕組みづくりが都道府県に期待されているとの説明の後、**養成研修終了者が後見人等の選任に至らず活躍の場が少ない**こと、養成に取組む市町村が少ないことへの指摘に関しては、**より充実したカリキュラムの見直しや都道府県による効果的な研修実施に取組む計画が定められている**こと、そして、**地域連携ネットワーク構築により中核機関を活用したチームで必要な支援を行える**と述べられました。

さらに、本人や家族、後見人になろうか検討中の方、自治体、中核機関向けと対象者別のページを設け、それぞれ必要な情報の動画やパンフレット、研修資料を掲載するポータルサイト「成年後見はやわかり」が紹介されました。

基調講演 3

向井氏が、市民後見人に関する家庭裁判所の取組みについて、次の3点を講演されました。

1 市民後見人の選任イメージの共有

市民後見人を適した事案に家庭裁判所が選任するには、「市民後見人の強みや対応が困難な事案とは何か。」「市民後見人に必要な支援体制とは何か。」等について、受任者調整を行う中核機関と日頃から意見交換し、選任イメージを共有することが重要である。

2 市民後見人へのリレー

後見等開始当初の課題解決後、専門職後見人から市民後見人への交代が必要かを本人の状況や意思も踏まえて検討し、交代しないことも含めた相当性や時期を適切に見極めることが非常に重要である。

3 受任者調整の重要性

本人のニーズや希望だけでなく、相性をも確認し、本人に対して丁寧に説明したうえで受任者調整を行うことが、地域の実情に即した市民後見人の活躍に繋がると考える。

パネルディスカッション

後半のパネルディスカッションでは、次の５つのテーマが掲げられました。

1 各地域の情報や成年後見制度を支える体制、市民後見人の選任形態などについて

どの市も専門職団体や家庭裁判所と協議を重ねた上で、地元ならではの実情に合わせた体制や選任形態となった状況が紹介されました。

坂出市では、「市民後見人バンク登録者」が、
①社会福祉協議会（以下「社協」という。）による法人後見の支援員となるが、その後、支援員が市民後見人に、社協が監督人に移行する。
②選任当初から市民後見人になり、社協が監督人になる。
③市民後見人として法律専門職との複数後見で選任され、法的事務の解決後に法律専門職が辞任し、社協

が監督人になる。
の3つのケースが紹介されました。

大阪府｜八尾市　身近な「市民」の立場で行う後見人活動

基本情報
人口 260,780人
高齢者率 28.3%
認知症自立度Ⅱ以上数 8,513人
療育手帳所持者数 3,216人
自立支援医療受給者数（精神通院） 6,093人
市長申立件数 10件

市民後見人
中核機関の形態 ▶ 市社協へ委託
養成・活動の開始時期 ▶ 2014年度
養成機関の主体 ▶ 大阪府社会福祉協議会
養成された人数（累積） ▶ 46人
選任された人数（累積） ▶ 16人
活動形態 ▶ 単独
属性 ▶ 民生委員・児童委員、福祉関係職の方、市民後見人以外の地域のボランティア活動に熱心な方等
事案のマッチング機関/機関の構成メンバー ▶ 学識経験者、三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、大阪府、市

Copyright (C) LegalSupport. All Rights Reserved.

八尾市では、市民後見人は単独受任で無報酬であること、また、府社協が養成講座（府内で転居した受講済者のため）と受任調整を担い、市社協は中核機関として運営面や市民相談・市民後見人対応を担うとの報告がありました。

釧路市では、10年以上前から市民後見人が活動しており、市民後見人同士が相談しながら動けるよう2人一組で就任し、社協は支援はするが監督人にならないとしていました。

② 養成講座の工夫した点や市民後見に何を期待するのか、どんな事件を受けてもらいたいのか

北海道｜釧路市　地域共生社会の実現に向けて

基本情報
人口 156,673人
高齢者率 35.8%
認知症自立度Ⅱ以上数 7,065人
療育手帳所持者数 2,906人
自立支援医療受給者数（精神通院） 2,876人
市長申立件数 18件

市民後見人
中核機関の形態 ▶ 未設置
養成・活動の開始時期 ▶ 2013年度
養成機関の主体 ▶ 釧路市社会福祉協議会
養成された人数（累積） ▶ 285人
選任された人数（累積） ▶ 134人
活動形態 ▶ 単独、複数、法人の担当者、専門職との複数
属性 ▶ 市役所退職者、金融機関退職者、民生委員、福祉事業所従事者等
事案のマッチング機関/機関の構成メンバー ▶ 成年後見審査会 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政職員、社協職員

Copyright (C) LegalSupport. All Rights Reserved.

釧路市では、**遠隔地でも受講可能なオンラインで養成講座を実施したり、意思決定支援カリキュラムではロールプレイを取り入れたり、活動中の市民後見人がグループワークに同席したりという工夫が好評**であると報告されました。

八尾市では、養成講座の説明会に市民後見人登録者が受講者に対して大阪ならではの声掛け「やったらええで！すごいで！おもろいで！私らと仲間になれるで！」をしており、無報酬だからこそのやりがいを強く感じると誇らしげに報告されました。

身近な第三者として適度な距離感で、寄り添い型の支援ができる市民後見人には、本人のほんの少しの変化に気づくような細やかな対応が期待されている点を確認しました。

③ 家庭裁判所によって選任されて行う後見活動以外での活動や今後期待する活動について

香川県｜坂出市　市民の目線で地域とともに

基本情報
人口 50,715人
高齢者率 35.0%
認知症自立度Ⅱ以上数 2,192人
療育手帳所持者数 430人
自立支援医療受給者数（精神通院） 994人
市長申立件数 9件

市民後見人
中核機関の形態 ▶ 市社協へ委託
養成・活動の開始時期 ▶ （養成）2011年度（活動）2012年度
養成機関の主体 ▶ 坂出市
養成された人数（累積） ▶ 32人
選任された人数（累積） ▶ 29人
活動形態 ▶ ①監督人（社協）②専門職と複数後見
属性 ▶ 民生委員（元）、行政OB、社協OB、市民後見人以外の地域のボランティア活動に熱心な方
事案のマッチング機関/機関の構成メンバー ▶ 受任調整委員会（弁護士・司法書士・社会福祉士）

Copyright (C) LegalSupport. All Rights Reserved.

坂出市では、広報啓発のため、市民後見人バンク有志でなりきり寸劇団を立ち上げて出前講座を行っており、また、八尾市では、国のモデル事業「八尾市見守り推進事業」（１回の訪問500円で、単身在宅高齢者宅へ月２回程度見守り確認する仕組み）として、市民後見人バンク登録者やOBが見守り隊となっている旨の報告がありました。

④ 市民後見の活動に対する支援にあたり、心がけていることや難しさについて

市民後見人の主体性を尊重するが、なかには頑張りすぎて後見人の支援範囲を超えたり、思いが強く本人が置き去りになったりする市民後見人に対しては、専門職が関わり必要な知識を伝えて、意思決定支援の考え方を理解してもらい、市民後見人の良さを引き出せるようしているとのことでした。また、紹介された「八尾市市民後見人」トートバッグに市民後見人の熱意を感じました。

⑤ 地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成、活躍支援の方向性と課題について

市民後見人の担い手不足や高齢化が課題に挙げられました。新たな担い手に若者の参加を促したいとの発言に対し、大学院生が興味を示していると回答がありました。活躍支援の方向性として、市民後見人のバックアップ体制を強化し、さらに、金融機関にも市民後見人の活動を知ってもらうように関係づくりを行っていくと述べられました。

また、八尾市では市民後見人による「活動記録集」を作成しており、**自分以外の人生を一緒に歩むことができるという市民後見人のいい部分をしっかりアピールしていくのが行政の役割**だとの発言が印象的でした。

本シンポジウムでは、本紙面では報告しきれないほどたくさん、各地で異なる市民後見人の現状を知ることができました。市民後見人と専門職後見人それぞれの強みを活かした後見活動を行えば、本人への支援がさらにより良いものになるに違いありません。

（さ、る）

シンポジウム開催のお知らせ

成年後見制度制定、
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立25周年記念シンポジウム

未成年後見制度のこれから

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートでは、令和7(2025)年4月1日から本格的に未成年後見事業を開始します。今回のシンポジウムは、成年後見制度との比較なども交えつつ、あらためて未成年後見制度の意義を再確認し、未成年後見制度が適切に利用されるよう、制度利用を促進し、リーガルサポートが成年後見人等と同様に未成年後見人の供給団体としてもその一翼を担うことを内外に発信することを目的として開催します。

日　程　令和6(2024)年12月6日(金)13時00分から16時30分まで(予定)
参加費　無料　**参加方法**　Zoom ウェビナーによる視聴
後日オンデマンド配信

第一部　基調講演
01 司法書士界のこれまでの歩み
～高齢者、障害者そして未成年者の権利擁護へ～(仮題)
登壇者　司法書士
02 未成年後見制度のこれから(仮題)
登壇者　学識経験者
03 未成年後見制度の運用(仮題)
登壇者　最高裁判所

第二部　パネルディスカッション
未成年後見制度のこれから(仮題)
～司法書士が関わる意義～
パネリスト
学識経験者、乳児院・児童養護施設 施設長、司法書士
コーディネーター
司法書士

主催：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート　共催：日本司法書士会連合会
詳細は、当法人HP　https://legal-support.or.jp/general/　をご覧ください。

Legal Support Press

コラム 後見つれづれ草

市民後見人編

成年後見制度が始まって25年が経とうとしている昨今、「市民後見人」という言葉は全国的に浸透してきました。ですが、実際に市民後見人がどんなふうに活動しているのか知っている人は少ないのではないでしょうか。

今号のコラム「後見つれづれ草」は市民後見人編です。

前述のシンポジウムで、永田祐同志社大学教授が「市民後見人を支援しながら身上保護部分では市民後見人の活動から学んでいる。」とおっしゃっていた、まさにその事例となる八尾市の市民後見人の活動をご紹介します。

監修：八尾市社会福祉協議会

40年ぶりの家族との再会

市民後見人
岡本 清

私が後見人になろうと思ったのは、妻の心をこめた介護に、認知症となり意識がないと思われていた義母の眼から一筋の涙が流れたのを見たことがきっかけでした。一人の人間としての尊厳を最後まで尊重しなくてはならないと感じた経験が、養成講座を受ける中で深まっていきました。

平成28(2016)年10月、私が受任した被後見人（以後「本人」という。）は要介護5の認知症で施設に入所しておられました。意思疎通が困難で、最初は手探り状態でしたが、関係者の皆さんとの会議などを経て自身の役割を見出し、週に1回の訪問をスタートさせました。

本人の情報を少しでも知りたくて、「吉永小百合は好き?」と尋ねると、「同い年」と思わぬ返事があったり、殺風景な部屋にポスターや花をかざり、無音の部屋には、テレビを設置するなど、賑やかな空間づくりをしました。

ある時は、脳梗塞の後遺症で震える小指や右腕を擦ってあげると、ジッと私を見てポツンと、「ありがとう」と言ってくれたのは、泣きそうになるぐらい感動した瞬間でした。また、マッサージの際、気持ちが良いのか、指でOKサインをしてくれた時は、こんなこともできるのかと驚かされました。

また、若い時から音信不通の本人のご家族に連絡を取り、お兄さんとお話しすることができました。そこからつながったお姉さんが施設に見舞いに来たときは、顔をくしゃくしゃにして何回も泣いていました。さらに、事情があり幼少期より会えなかった息子さんが訪ねてきて、40年ぶりの再会を果たしました。

施設に入所してからの2年半、天涯孤独だと思っていた本人の家族が続々登場する状況に、**介護士さんは「まるでドラマを見ているみたい」と涙を浮かべ、私も息子さんの訪問が叶ったことに心の中でガッツポーズ**をとりました。

そんな本人も平成30(2018)年11月に永眠されましたが、告別式に、会いたくないと言っていたご兄弟等も含め全員がお葬式には参列されたことは、今でも忘れられません

市民後見人活動は、本人の人生を、本人と共に、どう締めくくるかという選択を任されることになるので、その責任の重さを強く感じます。やってきたことが、本人にとって良かったのかどうか、今もって分かりません。ただ、わずか2年程の活動でしたが、最後まで本人に寄り添うことができ、私にとって大変貴重な経験となりました。

自分だけではどうにもできない多くの高齢者を、**相互に支えることができる社会の実現を願って、一人でも多くの仲間が増えることを期待したい**と思います。「お互い様」という美しい日本語を持つ私たちなのですから。

大好きなカラオケに行きたい！

市民後見人
阪井 路子

私は、平成30(2018)年に市民後見人を受任しました。養成講座で勉強したことを覚えているか不安でしたが、アルツハイマー型認知症を患っている被後見人（以後「本人」という。）に初めて会った時は親戚のように思えて、冗談を言い合えるお姉さんのように接していました。

本人と会うのは週1回で、本人は会うたび「どちらさまですか?」と笑顔で聞き、帰る時「お茶、出さずにごめんね」と言ってくれました。

自分の顔写真を見てお母さんを思い出すことや、お父さんが男前だと自慢されることもあり、家族の思い出をよく語ってくれました。また、デイサービスでは、美空ひばりの歌を上手に歌う姿を見かけ、カラオケ好きだということが分かりました。

そんな中、転倒したことがきっかけで身体の状態も悪化し、特別養護老人ホームへ入所となりました。入所して数日後に「ここに来て良かったわ、声をかけてくれるし、ありがとう」と話してくれた時にはホッとしました。車椅子生活ですが、施設職員と仲の良い関係が伺えました。

その後、少しずつ回復の兆しがあり、以前のように好きなカラオケを歌って欲しいと思い、面会のたびに「ご飯をたくさん食べて体力がついたらカラオケ店に行きましょうね」と言うと嬉しそうに頷いてくれました。

そして、ついにカラオケ店に行く日。薄化粧した本人は、「お待たせしたねぇ」と満面の笑みを浮かべて言いました。本人はマイクを持って歌うのは難しかったですが、私が歌うと「そこは低く!そこは高く!」と、音痴だと言ってヘルパーさんと大笑いしていました。私の音痴が役に立ったのかな･･･帰りの介護タクシーの中で「面白かった」と笑顔で言ってくれたことは、心に残っています。

令和2(2020)年に癌が見つかり、ドクターを含めた関係者と何度も会議を重ね、「見守る」という結論に至り、とても複雑な思いの中で本人との面会を続けました。コロナ禍でテレビ電話を通じたやり取りでしたが、ご本人の様子をみながら、車いすを買い替えたり、リハビリマッサージと好きな音楽をかけてもらうようにケアマネジャーさんにお願いをしたりしました。

翌年本人は、寝ている間に亡くなりました。お気に入りのぬいぐるみの白いネコやブタさん、一緒に写した写真等も入れて、心を込めてお見送りをしました。

約3年半の活動でしたが、コロナ禍で対面での面会ができない時期もあり、後見人活動は手探り状態のまま、目まぐるしく終了しました。**身寄りのない認知症の本人に、もし市民後見人が付いていなかったら、寝たきりで会話する機会も少ない状態になることは十分に考えられます**。そういった方に微力ですがお役に立てたことに感謝しております。

さいごに･･･

八尾市社会福祉協議会では、市民後見人の日常的な相談支援を行っております。市民後見人の特徴は、きめ細かな寄り添い支援にあります。今後、地域福祉活動の重要な担い手として、市民後見人活動が全国に広まっていくことを期待しております。

八尾市バンク登録者研修会の様子

取材

東京発

ハイブリッド開催

日本成年後見法学会

第21回学術大会

～成年後見法の改正に向けて 2024～

快晴の令和6(2024)年5月25日(土)、TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで、1年に1回開催される表題の学術大会が開催されました。前大会に引き続き「成年後見法の改正に向けて」をテーマに改正議論の深化を目指すものとなりました。

プログラム

◆13:00〈開会挨拶・大会趣旨説明〉

新井 誠 氏(一般社団法人日本成年後見法学会理事長・中央大学研究開発機構教授・筑波大学名誉教授)

◆13:15〈基調報告〉

(1)基調報告❶
法定後見制度改正の方向性と具体的改正項目に関する補足的検討
赤沼 康弘 氏(日本成年後見法学会制度改正研究委員会委員長・弁護士)

(2)基調報告❶へのコメント
法定後見の改正に向けて
～障害者権利条約と諸外国の法改正を参考に～
福田 智子 氏(茨城大学准教授)

(3)基調報告❷
任意後見制度の改正中間提言その2
高橋 弘 氏(日本成年後見法学会任意後見研究委員会委員長・司法書士)

(4)基調報告❷へのコメント
任意後見制度の改正に向けて
～イングランドおよびウェールズの視点から～
根岸 謙 氏(東洋大学准教授)

(5)基調報告❸
成年後見法の改正に向けて2024
～身上保護の観点から～
星野 美子 氏(社会福祉士)

(6)基調報告❸へのコメント
神野 礼斉 氏(広島大学教授)

◆15:20〈パネルディスカッション〉

パネリスト **赤沼 康弘** 氏、**高橋 弘** 氏、**星野 美子** 氏
コーディネーター **新井 誠** 氏

◆17:45〈大会総括〉

矢頭 範之 氏(第21回学術大会実行委員長、司法書士)

◆17:55〈閉会挨拶〉

冨永 忠祐 氏(一般社団法人日本成年後見法学会副理事長・弁護士)
司会 **熊倉 千雅** 氏(社会福祉士)

基調報告❶

赤沼氏から、現行法定後見制度における本人の判断能力による類型化は、個人の尊重、人権制約に関する必要最小限度の原則から維持できず、**三類型の一元化**が改正の方向性だとの報告が改めてされました。また、**補充性、必要性の原則の導入**とともに、制度の基礎に本人の意思を置き、期間限定も必要とされることや制度の対象者、有効期間についても報告されました。福田氏から、障害者権利条約を批准したオーストリア、ドイツの後見法改正が報告され、日本が法改正にあたり障害者権利条約との関係から検討事項として(1)代行意思決定制度の廃止(2)支援つき意思決定制度の構築などが示されました。

基調報告❷

高橋氏からは任意後見制度の改正中間提言として、「**現任意後見契約を区分けし、身上保護型の簡易な契約を認める仕組みの創設を検討すべき**」等の提言が示され、法定後見との連携、その他「契約書式・手続の見直し」「後見登記等制度の更なる活用」「任意後見人の交代・追加を可能とする規定の創設」も今後、検討することが報告されました。その後、根岸氏からは、イングランド等の永続的代理制度(指定の書式により代理権を授与し、委任者の能力喪失時以降、受任者が委任者に代わって権限を行使できる制度)の概要が報告されています。

基調報告❸

星野氏から、**民法と社会福祉法制の一体的改革の必要性から、法務省と厚生労働省の共管法を制定する必要があるのではないか**との提案がなされています。その提案について、神野氏からは、ドイツの改正世話法では、本人の希望を確認しなければならないという遵守義務が規定されており、**日本でもガイドラインではなく法的に明文化すべき**だというコメントが出されました。

パネルディスカッション

新井氏がコーディネーターとなり、パネルディスカッション前半は4名の指定発言者の発言から始まりました。

意思決定支援関連では、ドイツ改正世話法で世話人が尊重する被世話人の「希望」は日本では「本人の意思」に当たるが、世話人が被世話人の希望に必ず従うのではなく、希望の実現が危険だと説明することで、世話人には危険性を被世話人に自覚させる義務があるという説明(大学教授)があり、また、アメリカ後見制度を引き合いに、人道的な扱い・尊厳の大切さの訴え(大学客員教授)がありました。また、当学会がこれまで進めてきた**"当事者とともに"の流れを今後も続けほしい**と学会への期待の言葉(大学名誉教授)が印象的でした。

任意後見の改正関連では、「後見人の不正行為に対する罰則強化」「重要な行為に関する後見人の権利の制限」「本人の損害に備える後見人からの担保供与」等の事前防止・事後救済も採り入れれば「後見監督」制度も簡易化できるのではないかという提言(大学教授)がありました。

パネルディスカッションも残り1時間弱となった後半は、「中核機関をどうしていくのか?」をテーマに登壇者の意見を基に、会場から学会員が発言する形で進行しました。

法人後見を複数扱う法人の代表、元裁判所書記官、市民後見人といった様々な方々の発言がありました。中核機関は、法と福祉で一体的に取り組む全国的な組織として、さらに、裁判所が意見照会する組織としての観点から、**中核機関の法制化**が必要であるとの意見(弁護士)とともに、個人情報の管理上、予算を付ける意味でも法律的な位置づけにすべきとの発言(リーガル副理事長)がされました。

さらに、新井氏から「法務省と厚生労働省の共管法は適切か?」「中核機関を増やすには立法措置が必要か、それとも予算措置が必要か」等の各報告に関わる質問がされ、これらについて議論がされました。その中で、ふるさと納税を使った基金の条例による創設という面白い事例が紹介されました。

そのほかに、信託銀行研究員から、スポット後見の場合、後見終了後に取引の相手方として認められるか?という懸念点が挙げられました。最後に発言された元裁判官は、スポット利用に関心があるが、多くの課題を克服しない限りスポット利用は難しいと分かり、大変勉強になったとの感想を述べられました。

会場からの発言に明確な回答などないものもありましたが、活況のもと、学会員の貴重な意見に触れることができたパネルディスカッションは終了しました。

・・・

日常業務に忙しく、後見制度を支える理論に思いを馳せる時間がない中、様々な関係者が後見制度の未来を考え、支えて下さっていると思うと大変心強く、明るい後見業務の今後の姿が見えて、明日からもますます頑張ろうと思える大会でした。　(う、み、る)

答え:ヌシウナ …ハーガルサポート第7回研究大会は松山で開催されました!

リーガルサポート特選！ クロスワード

※答えは26ページ

タテのカギ

1 信号で、止まれの色。

2 兄弟姉妹の息子。

3 市民後見人は、地域の権利○○○を支援します。

4 将棋で、盤の上で動かすもの。 ヒント19頁

6 願いを込めて目を入れる、縁起物

8 宝石などの重さの単位。

9 竹から生まれたのは○○○姫。

10 髪をとかす道具。つげのものが高級品。

11 震災に備えて○○○から連絡手段の確保や日用品の備蓄など心掛けておくことが必要です。

13 空振りになる＝バットが○○を切る ヒント12頁

ヨコのカギ

2 「お猪口」と書く、ぐい飲みより小ぶりの酒器。

5 全支部の会員から後見業務についてのアンケートを実施し、六つの○○○が浮かび上がりました。 ヒント17頁

7 ヘビとヒツジの間にいる動物。

8 虫○○、鳥○○、くず○○。

9 源頼朝が開いたのは何幕府？

12 古くからお城などで使われている、防火性や調湿機能のある消石灰を主成分とした壁材。

14 日本一は富士、世界一はエベレスト。

15 日本成年後見法学会は、“○○○者とともに”の流れを今後も進めていきます。 ヒント26頁

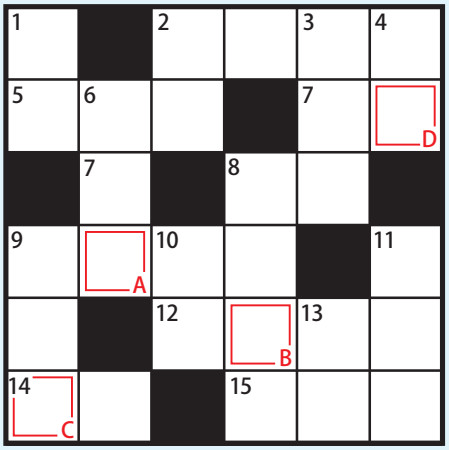

※クロスワードパズルでは大文字と小文字を区別しません。全て大文字で記載ください。

編集後記

最近、新幹線で、テレワークが可能な「S Work車両」があることを知りました。ビジネスで利用される方同士なので、パソコンの打刻音やweb会議での会話も気兼ねなくできるということでした。ただし、S Work車両を利用するためには、ネットで予約する場合にしか利用できないようです。

その日は、新幹線に乗っている時間にweb会議があったため、S Work車両を予約し、利用することとしました。乗ってみると、通常の車両よりも少し広いのかもしれませんが、特に隣との間隔も通常と変わらず、周りを見ても、スマホでゲームしながら、ビールを飲んでる人が多く・・・　あれ？と思いつつ、web会議を始めました。

しかし、web会議で会話して、横の人に聞かれるのも嫌だし、なんか一人だけ話しているのが恥ずかしくて、とりあえず、web会議は遠慮しながらチャットで参加することとしました。

おそらく「S Work車両」は、ビジネスの方が利用するというよりは、みなさんお互い様なので、電話してても、気にしないでくださいというものなのかと思いました。電話が頻繁にかかってくる方、他の人に聞かれても大丈夫な会議やパソコンでの作業をするのには便利だと思いました。　（こ）

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

● 本部（東京） 03-3359-0541 HP

HP マークのある支部にはホームページがあります

北海道ブロック
- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345
- 釧路支部 0154-41-8332
- 旭川支部

中国ブロック
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026

近畿ブロック
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568

東北ブロック
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205

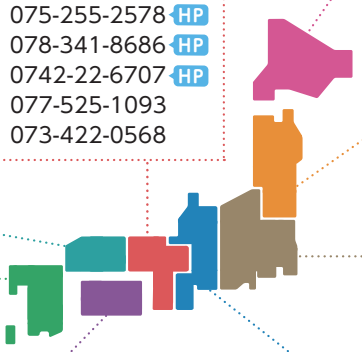

九州ブロック
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-248-8860 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

関東ブロック
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141

四国ブロック
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065

中部ブロック
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C016129 www.fsc.org

編集・発行

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町４番37号 司法書士会館

TEL 03-3359-0541　https://www.legal-support.or.jp

リーガルサポート　検索